

2012年11月

公開草案 ED/2012/3

持分法：その他の純資産変動に対する持分

(IAS第28号の修正案)

コメント募集期限：2013年3月22日

**持分法：その他の純資産変動に対する持分
(IAS第28号の修正案)**

コメント期限：2013年3月22日

EXPOSURE DRAFT NOVEMBER 2012

Exposure Draft ED/2012/3 *Equity Method: Share of Other Net Asset Changes* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as amendments to IFRSs. Comments on the Exposure Draft and the Basis for Conclusions should be submitted in writing so as to be received by **22 March 2013**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website (www.ifrs.org), using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2012 IFRS Foundation®

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts, and other IASB publications are copyright of the IFRS Foundation. The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

All rights reserved. Copies of the draft amendments and the accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

**持分法：その他の純資産変動に対する持分
(IAS第28号の修正案)**

コメント期限：2013年3月22日

公開草案 ED/2012/3「持分法：その他の純資産変動に対する持分」は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。この提案は、IFRS の修正として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本公開草案及び結論の根拠に対するコメントは、**2013年3月22日**までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASB のウェブサイト（www.ifrs.org）に、‘Comment on a proposal’ のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、責任を負わない。

コピーライト © 2012 IFRS Foundation®

国際財務報告基準(国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB 公表物は、IFRS 財団の著作物である。国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

すべての権利は保護されている。本修正案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IFRS 財団の商標である。

目次

	開始ページ
イントロダクション及びコメント募集	6
〔案〕 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	
の修正	8
審議会による公開草案の承認	11
結論の根拠	12
鶯地隆継氏の代替的見解	15

イントロダクション及びコメント募集

イントロダクション

国際会計基準審議会（IASB）は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案の公開草案を公表した。投資者が、投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益又はその他の包括利益（OCI）に認識されておらず、受け取った分配ではないもの（その他の純資産変動）に対する持分を、投資者の資本に認識すべきことを明記するためである。

IAS 第 28 号の第 3 項では、投資を最初に取得原価で認識し、それ以後、投資先の純資産に対する投資者の持分の取得後の変動に応じて修正する会計処理方法であると持分法を定義している。言い換えると、持分法においては、投資先の純資産の取得後の変動のすべてを投資者が認識すべきである。しかし、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に対する 2007 年改訂の一環として行われた結果的修正により、IAS 第 28 号の第 10 項には、投資者が投資先のその他の純資産変動を会計処理すべきかどうか、またその場合に、どこで会計処理すべきかの記述がなくなっている。そのため、一部の人は、第 3 項と第 10 項が互いに不整合であるか、又は少なくとも不明確であると考えている。

コメント募集

IASB は、本公開草案における修正案、特に次の各項に示した質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問に回答している
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している
- (c) 明確な論拠を含んでいる
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を記述している

IASB は、IAS 第 28 号における事項のうち本公開草案で扱っていないものについてはコメントを求めている。

コメントは、**2013 年 3 月 22 日**までに届くよう文書で提出されたい。

回答者への質問

質問 1

IASB は、投資者が、投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益又は OCI に認識されておらず、受け取った分配ではないもの（その他の純資産変動）に対する持分を、投資者の資本に認識するように、IAS 第 28 号を修正することを提案している。これに同意するか。同意又は反対の理由は何か。

質問 2

EQUITY METHOD: SHARE OF OTHER NET ASSET CHANGES

IASB は、投資者が持分法の使用を中止する時に、過去に認識した資本の累計額を純損益に振り替えることも提案している。これに同意するか。同意又は反対の理由は何か。

質問 3

提案について他にコメントはあるか。

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案

第 10 項、第 22 項、第 23 項、第 25 項及び第 25 項の前の見出しを修正する。第 45A 項を追加する。新たな文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

持分法

- 10 持分法においては、投資者は、当初認識時に関連会社又は共同支配企業に対する投資はを原価で認識され当初認識する。その後、その帳簿価額を増額又は減額して、株式取得日以降における投資先の純損益投資先の純資産に対する投資者の持分の変動を次の方法で認識する。
- (a) 投資先の純損益に対する投資者の持分は、投資者の純損益に認識する。
- (b) 投資先のその他の包括利益の内訳項目に対する投資者の持分は、投資者のその他の包括利益に認識する (IAS 第1号「財務諸表の表示」参照)。こうした変動には、確定給付負債 (資産) の純額の再測定、有形固定資産の再評価、及び為替換算差額から生じたものが含まれる。
- (c) 投資先から受け取った分配は、当該投資の帳簿価額の減額とする。こうした分配には、現金又は他の資産による配当及び投資された資本の返還が含まれる。
- (d) 投資先の純資産の変動のうち、純損益又はその他の包括利益及び受け取った分配以外のものは、投資者の資本に認識する。こうした変動の例としては、投資先の株式資本の増減 (例えば、投資先が第三者に追加の株式を発行した場合や第三者から株式を買い戻した場合) 及び投資先の資本のその他の内訳項目の増減 (例えば、投資先が持分決済型の株式に基づく報酬取引を会計処理する場合) から生じるものがある。投資先のその他の包括利益の変動によって生じる、投資先に対する投資者の比例的持分の変動についても、帳簿価額の修正が必要となる場合がある。このような変動には、有形固定資産の再評価及び外貨換算差額によって生じた変動が含まれる。これらの変動に対する投資者の持分は、~~投資者のその他の包括利益に認識される (IAS 第1号「財務諸表の表示」参照)。~~

第 10 項(d) を説明する設例

投資者が、投資先に対して 30%の持分を有し、重要な影響力を有している。投資先が第三者に追加の株式を現金で発行する。その結果、投資者の持分比率は 30%から 25%に低下する一方、投資先の純資産が CU1,000^aから CU1,500 に増加する。投資者は投資先に対する重要な影響力を維持している。投資先の既存の純資産に対する投資者の持分が、CU50 (CU1,000×30%－CU1,000×25%) 希薄化する。他方、投資先の純資産に対する投資者の持分が、投資先が追加の資金を調達したことにより、CU125 (CU500×25%) 増加する。言い換えると、投資先の純資産に対する投資者の持分は、CU300 (CU1,000×30%) から CU375 (CU1,500×25%) に増加する。したがって、投資者は、投資の増加 CU75 を計上するとともに、株主資本の増加 CU75 を計上する。

(a) 本基準では、貨幣金額を「通貨単位 (CU)」で表示している。

持分法の使用の中止

22 企業投資者は、投資が関連会社又は共同支配企業ではなくなった日から、持分法の使用を次のようにして中止しなければならない。

(a) 投資が子会社となった場合には、企業投資者は、その投資を IFRS 第3号「企業結合」及び IFRS 第10号に従って会計処理しなければならない。

(b) 旧関連会社又は旧共同支配企業に対する残存持分が金融資産である場合には、企業投資者は、残存持分を公正価値で測定しなければならない。残存持分の公正価値は、IFRS 第9号に従った金融資産の当初認識時の公正価値とみなさなければならない。企業投資者は、次の両者の差額を純損益に認識しなければならない。

(i) 残存持分の公正価値及び関連会社又は共同支配企業に対する持分の一部の処分による収入

(ii) 持分法を中止した日現在の投資の帳簿価額

(c) 企業投資者が持分法の使用を中止する場合には、企業投資者は次のことを行わなければならない。

(i) これまで当該投資に関連して投資者のその他の包括利益に認識していた金額のすべてを、仮に投資先が関連する資産又は負債を直接処分したとした場合に要求されるのと同じ基礎で会計処理する。

(ii) 第10項(d)に従って過去に認識した資本の累計額を、純損益に振り替える。

23 したがって、投資先がこれまでその他の包括利益に認識していた利得又は損失が、関連する資産又は負債の処分時に純損益に振り替えられるものであれば、企業は、持分法を中止する際に、その利得又は損失を資本から純損益に（再分類調整として）振り替える。例えば、投資先関連会社又は共同支配企業が在外営業活動体に関連した為替差額累計額を有していて、投資者企業が持分法の使用を中止する場合には、投資者企業は当該在外営業活動体に関してこれまでその他の包括利益に認識していた利得又は損失を、純損益に振り替えなければならない。別の例として、投資先が過去に投資者以外の第三者に追加の株式を発行していて、投資先のその他の純資産に対する投資者の持分の変動が生じており、投資者が当該変動を資本に認識していたとする。その後、当該投資が子会社又は金融資産となったことにより、投資者が持分法の使用を中止する時には、投資者は、投資先の追加の株式の発行に関して過去に資本に認識した金額を純損益に振り替えなければならない。

所有持分のその他の変動

25 関連会社又は共同支配企業に対する投資者企業の所有持分が減少したが、投資者企業が持分法の適用を継続する場合には、投資者企業は、これまでその他の包括利益累計額に認識していた利得又は損失が、関連する資産又は負債の処分時に純損益に振り替えられるものであ

れば、そのうち当該減少に係る割合を純損益に振り替えなければならない。投資者は、持分法の使用を中止するまでは、第 10 項(d)に従って過去に資本に認識した金額を純損益に振り替えてはならない。

発効日及び経過措置

45A [日付] 公表の「持分法：その他の純資産変動に対する持分」(IAS 第 28 号の修正) により、第 10 項、第 22 項、第 23 項及び第 25 項が修正された。企業は、当該修正を、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、[日付は公開後に挿入] 以後開始する事業年度に遡及適用しなければならない。早期適用は認められる。

審議会による 2012 年 11 月公表の「持分法：その他の純資産変動に対する持分」（IAS 第 28 号の修正案）の承認

公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分」は、国際会計基準審議会の15名の審議会メンバーのうち14名により、公表が承認された。鶯地氏は公表に反対票を投じた。彼の代替的見解は、結論の根拠の後に示している。

ハンス・フーガーホースト	議長
イアン・マッキントッシュ	副議長
スティーブン・クーパー	
フィリップ・ダンジョウ	
マルティン・エーデルマン	
ヤン・エングストローム	
パトリック・フィネガン	
アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス	
プラブハカー・カラバチェラ	
パトリシア・マコーネル	
鶯地 隆継	
ポール・パクター	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
張 為国	

結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

持分法の適用

その他の純資産変動に対する持分

資本での認識

BC1 IAS 第 28 号の第 3 項では、投資を最初に取得原価で認識し、それ以後、投資先の純資産に対する投資者の持分の取得後の変動に応じて修正する会計処理方法であると持分法を定義している。言い換えると、持分法においては、投資先の純資産の取得後の変動のすべてを投資者が認識すべきである。しかし、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に対する 2007 年改訂の一環として行われた結果的修正により、IAS 第 28 号の第 10 項には、投資者が、投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益又はその他の包括利益（OCI）に認識されておらず、受け取った分配ではないもの（その他の純資産変動）を会計処理すべきかどうか、またその場合に、どこで会計処理すべきかの記述がなくなっている。この結果的修正の結果として、一部の人々は、第 3 項と第 10 項が互いに不整合であるか、又は少なくとも不明確であると考えている。

BC2 この論点は、実務に不統一があることにより、2011 年 3 月に IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）が注目することとなった。IASB と解釈指針委員会の両方での数回の議論を経て、IASB は解釈指針委員会に、観察されている実務の不統一を短期間に解決する狭い範囲の修正を提案するよう依頼した。IASB の要請に対応して、解釈指針委員会は次の原則について暫定的に合意した。

- (a) 投資に対する投資者の所有持分が、直接であれ間接であれ、減少した場合には、当該変動の影響は、部分的な処分として会計処理し、投資者の純損益に認識すべきである。
- (b) 投資に対する投資者の所有持分が、直接であれ間接であれ、増加した場合には、当該変動の影響は、投資の追加購入として会計処理し、取得原価で認識すべきである。

解釈指針委員会は、投資先が自らの資本について行ったコール・オプション取引（株式に基づく報酬を含む）をどのように会計処理すべきかについても検討した。しかし、解釈指針委員会は結論に至ることができなかった。コール・オプション取引の会計処理を反映するためには、IAS 第 28 号に複雑性を持ち込むことが必要となると懸念されたからである。したがって、解釈指針委員会は、IASB に対し、IAS 第 28 号を上記の暫定的決定を織り込むように修正するが、コール・オプション取引は IAS 第 28 号の修正で考慮しないことを提言した。

BC3 IASB は、提案された修正を議論したが、同意しなかった。実務で生じる可能性のあるその他の純資産変動のすべての種類（特に、投資先での株式に基づく報酬取引）を扱うものとならなくなるからである。さらに、IASB は、提案された会計処理では、投資に対する投資者

EQUITY METHOD: SHARE OF OTHER NET ASSET CHANGES

の所有持分の減少と増加との対称性が提供されず、そのため複雑性を生じることを懸念した。したがって、IASB が望ましいと考えたのは、その他の純資産変動のすべての種類を扱う、より一般的化したアプローチであった。IASB は、こうした変動を投資者が認識し得る 3 つの領域に留意した。投資者の資本、投資者の OCI、投資者の純損益である。

- BC4 IASB は、投資先の資本取引に対する投資者の持分を純損益に含めると、投資先の業績について誤解を招く表現となる危険性があることに留意した。こうした資本取引は業績を反映するものではないからである。例えば、投資先が第三者に追加の株式を現金で発行した場合、投資先は受け取った現金及び対応する資本を計上する。この取引は、収益及び費用の認識を伴うものではなく、したがって、投資先の業績を表さない。
- BC5 さらに、IASB は、こうしたその他の純資産変動を純損益に認識すると、矛盾した結果が生じる可能性があることに気付いた。例えば、株式に基づく報酬取引については、関連会社の取引の「借方」部分が、関連会社の利益に対する投資者の持分にすでに含まれている。この取引の「貸方」部分に対する投資者の持分も利益に含めてしまうと、投資者の純損益に対する影響がゼロとなり、取引の適正な表示とはいえない。
- BC6 また、一部の IASB メンバーは、持分法の適用は、持分法会計は一行連結であるという一部の利害関係者の考えと合致するものであり、投資先の資本取引に対する投資者の持分を純損益に含めると、この考えと整合しなくなると指摘した。一部の IASB メンバーは、IAS 第 28 号の第 26 項で、持分法の適用について適切な手続の多くは、IFRS 第 10 号で記述している連結手続に類似したものであると述べていることにも留意した。
- BC7 IASB は、IAS 第 28 号が、投資先の純損益に対する投資者の持分を投資者の純損益に認識するよう要求していることに留意した。また、投資先の OCI に対する投資者の持分を投資者の OCI に認識することも要求している。純損益でも OCI でもない取引から生じる投資先のその他の純資産変動は、投資先の資本取引である。したがって、IASB は、そうした変動は投資者の資本に認識することが適切であると結論を下した。
- BC8 IASB は、投資先は IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の付録 A で定義している連結グループの一員ではないので、投資先のその他の純資産変動は、IAS 第 1 号において資本の中で表示される「所有者の取引」からは除外されていることを承知していた。しかし、IASB は、2007 年改訂の前は、IAS 第 28 号はこれらの種類の変動を投資者の資本に認識するよう要求していたことに留意した。実務の不統一を解決したいという考えにより、IASB は、従前の要求事項に復帰することが、短期的な解決策として最も合理的かつ迅速なアプローチであると結論を下した。したがって、IASB は、投資者が、投資先のその他の純資産変動を投資者の資本で会計処理するように、IAS 第 28 号を修正することを提案している。

表示及び開示

- BC9 IASB は、企業が過去に資本に認識した金額を純損益に振り替えるべきかどうかを検討した。IASB は、IFRS 第 10 号の B98 項で、親会社の子会社に対する支配を喪失した場合には、親会社は旧子会社の資産、負債及び非支配持分の帳簿価額（それらに起因する投資者の OCI

累計額の内訳項目を含む) について、支配を喪失した日に認識の中止をしなければならないと定めていることに留意した。これは、子会社に対する支配の喪失は親会社にとって重大な経済事象だからである (IFRS 第 10 号の BCZ182 項)。IASB は、公開草案「共同支配の取決め」の再審議の中で、共同支配の喪失又は重要な影響力の喪失は、重大ではあるが、子会社に対する支配の喪失とは基本的に異なると結論を下したことを承知していた (IAS 第 28 号の BC28 項)。また、残存持分が金融資産であれば、共同支配又は重要な影響力の喪失の場合に「重大な経済事象」という性格付けを維持することは不要であることも認識した。IFRS 第 9 号がすでに、このような場合には残存持分 (金融資産であるもの) を公正価値で測定しなければならないと定めているからである (IAS 第 28 号の BC29 項)。

- BC10 しかし、IASB は、これらの IAS 第 28 号の修正案において、投資者が過去に投資先のその他の純資産変動に関して認識した資本の累計額は、投資者が投資先に対する重要な影響力を喪失した後であっても、投資者が資本に認識した金額を純損益に振り替えない限り、投資者の株主資本に残ることを指摘した。IASB は、これは重要な影響力の喪失の適正な表示ではないと考える。IASB の考えでは、投資者が過去に認識した資本の累計額は、投資者が投資先に対する重要な影響力を喪失して持分法の使用を中止する場合には、利益剰余金に移すべきである。IASB は、IAS 第 28 号の第 22 項で、投資者が持分法の使用を中止する時には、投資者は当該投資に関して過去に OCI に認識した金額の全額の会計処理を、仮に投資先が関連する資産又は負債を直接処分したとすれば要求されたのと同じ基礎で行わなければならないと定めていることに留意した。したがって、IASB は、投資者が持分法の使用を中止する場合には、投資先のその他の純資産変動に関して過去に認識した資本の累計額を純損益に振り替えなければならないと提案している。
- BC11 IASB は、投資先の資本取引により投資者が資本に認識した金額の開示を要求すべきかどうかを検討したが、そうすべきではないと判断した。IASB は、IAS 第 1 号の第 106 項で、資本の内訳項目に重要性がある場合には区分して調整表を示すことをすでに要求していることに留意するとともに、投資先のその他の純資産変動に対する投資者の持分について投資者が資本に認識した金額は、こうした開示の一部を構成することにも留意した。

発効日及び経過措置

- BC12 IASB は、この修正は遡及適用 (IAS 第 8 号に示している移行の一般的アプローチである) とすべきであり、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の追加的な修正は必要ないと判断した。これは、IFRS 第 1 号の C1 項で示しているように、企業結合についての免除が、移行日において関連会社及び共同支配企業に対する投資にすでに適用されているからである。

鶯地隆継氏の代替的見解

- AV1 鶯地氏は、公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分」の公表に反対票を投じた。当該修正は他の IFRS の考え方と不整合があり、深刻な概念上の混乱を生じると考えるからである。鶯地氏は、本提案は現在の実務の不統一に対処するための迅速な短期的解決策を意図したものであると認識している。しかし、こうした短期的解決策は、財務報告を改善するものとはならず、むしろ連結財務諸表の基本的な考え方を損なうものであると考えている。
- AV2 短期的解決策が本当に必要なのであれば、鶯地氏が望ましいと考えるのは、投資者がその他の純資産変動に対する持分を、資本ではなく投資者の純損益に認識することである。これは、この金額を純損益に認識する方が、他の IFRS との整合性が高く、資本に含められる金額を汚さずに済むからである。AV3 項から AV11 項に、鶯地氏の代替的見解を示している。

IAS 第 1 号の考え方との不整合

- AV3 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の IN2 項では、IAS 第 1 号を改訂した主たる目的は、ある期間中における所有者としての立場での所有者との取引から生じた企業の資本（純資産）の変動を、資本の他の変動と区分することであった。したがって、IAS 第 1 号は、資本におけるすべての所有者変動を持分変動計算書の中で表示することを企業に要求している。所有者以外による資本の変動はすべて、包括利益計算書で表示することが要求されている。
- AV4 本公開草案の目的は、IAS 第 1 号の 2007 年改訂から生じた事項のフォローアップであるが、本提案では、所有者との取引を所有者以外との取引と一緒にすることになる（BC8 項で指摘しているとおり）。鶯地氏の考えでは、これは 2007 年に行われた IAS 第 1 号の改訂の目的に反している。

IFRS 第 10 号の考え方との不整合

- AV5 また、鶯地氏は、本公開草案で行われている提案は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の第 25 項と不整合となるとも考えている。IFRS 第 10 号の第 25 項では、親会社が子会社に対する支配を喪失する場合には、親会社が従来からの支配持分に帰属する支配の喪失に関連した利得又は損失を認識することを要求している。この要求は、投資者が投資先に対する関与を維持する場合（例えば、投資が関連会社となる場合）であっても適用される。
- AV6 例えば、完全所有子会社に対する投資者の持分が、当該子会社のその他の純資産変動の結果として 30%に下落した場合には、投資者は、取引全体に関連した利得又は損失を、純損益に認識しなければならない。すなわち、従来からの支配持分に帰属する支配の喪失と、所有持分の 30%への下落の影響である。しかし、取引が 2 段階で行われ、第 1 のステップは支配の喪失のみで、第 2 のステップが 30%への所有の減少であったとすれば、それぞれのステップの会計処理がこの提案においては異なることとなる。第 1 のステップにおける支配の喪失から生じる利得又は損失は、IFRS 第 10 号のガイダンスに従って純損益に認識されることになるが、第 2 のステップによる所有持分の 30%への減少から生じる利得又は損失は、この修正案により、資本に認識することが要求される。この例は、本提案が IFRS 第 10 号と不

整合であることを示している。

資本の性質の変化

- AV7 鶯地氏は、本提案が資本の性質を変化させることを特に懸念している。本提案に従えば、関連会社の資本取引は、投資者の資本に認識されることになる。理論上、関連会社の関連会社が行った資本取引（あるいは、さらに遠くの取引でも）が、投資者自身の資本取引であるかのように、連結財務諸表に認識されることになる。
- AV8 鶯地氏は、第 22 項、第 23 項及び第 25 項の修正案に関しても懸念している。彼の考えでは、持分法を中止する際に資本の累計額を純損益に「リサイクル」することを要求するという提案は、資本をその他の包括利益（OCI）と同じように扱うことになり、さらに複雑性を生じるおそれがある。本提案は、OCI と資本との区別に関して混乱を招く危険性があると考えられる。本提案が資本をこうしたその他の純資産変動の一時的な「置き場」として使用しようとするのであれば、その「置き場」は資本ではなく OCI とすべきであると考えている。それでもなお、こうした考え方には最初から反対である。

持分法会計か一行連結か

- AV9 鶯地氏は、BC6 項に示された、持分法は一行連結と見ることができるという見解に反対である。彼の考えでは、持分法会計では、投資は投資先の純資産に対する投資者の持分の取得後の変動についてのみ修正される。彼の考えでは、持分法会計は、投資の取得又は処分時点では、一行連結を表すものではない。第 10 項(d)に示されている設例は、投資先の純資産に対する投資者の持分の減少に関するものである。この種類の取引は、取得後の投資の事後的な変動というよりも、投資の取得又は処分の方に類似している。したがって、投資先の資本取引により生じた純資産の変動は、投資者の連結財務諸表に一行連結として載せるべきではない。
- AV10 鶯地氏は、BC5 項に示された、投資先のその他の純資産変動を投資者の純損益に認識しない理由に反対である。株式に基づく報酬取引について認識する影響をゼロとすることは、不合理な結果だとは考えていない。むしろ、影響をゼロとする方が当該取引のより適切な描写であると考えられる。投資者の視点からは、株式に基づく報酬取引は投資の価値に何ら経済的影響がないからである。
- AV11 鶯地氏は、BC4 項に示されている理由に反対である。関連会社の資本取引を純損益に認識することは、外部の投資者の誤解を招くものではないと考えている。例えば、関連会社が資本の増加に成功したとした場合、投資の価値は増加することとなり、その逆も同様である。こうした価値の増加又は減少を投資者の純損益に反映することは、それを資本に認識する場合よりも適切な情報を提供することになる。